

会 議 録

新庄市教育委員会

開催月日	令和2年3月26日(木曜日)
開催場所	新庄市役所第1・2会議室
出席委員	高野博教育長、山村明德委員、阿部浩悦委員、斉藤浩昭委員、奥山京子委員
欠席委員	なし
出席課長	武田信也教育次長兼教育総務課長、高橋昭一学校教育課長、渡辺政紀社会教育課長
欠席課長	なし
議 事 の 大 要	

午後1時59分より、教育長のあいさつで、3月定例教育委員会を開会する。

1. 開会

高野博教育長のあいさつで開会する。

2. 会期決定

会期3月26日、1日間とする。

3. 会議録署名委員指名

新庄市教育委員会会議規則第19条第2項の規定に基づき、教育長が奥山京子委員と山村明德委員を指名する。

4. 前回会議録の承認

令和2年2月定例教育委員会、3月臨時教育委員会の会議録が承認される。

5. 教育長報告

- (1) 令和2年3月市議会定例会における教育関係一般質問の概要について
- (2) 令和元年度第2回社会教育委員会議について
- (3) 令和元年度3月補正予算繰越明許費の要求について

(教育長)「令和2年3月市議会定例会における教育関係一般質問の概要について」報告させていただきます。(1)小嶋富彌議員からの「スポーツ庁が小学校5年生、中学校2年生を対象に実施した2019年度全国体力テストの結果公表が、昨年の12月にあった。全国的に肥満の子どもが増え気味で数値が昨年度より下落とあった。山形県では小学校5年生が全国平均を上回るとあった。そこで本市の結果について伺う。」という質問に対して「はじめに、『全国体力・運動能力、運動習慣等調査』の結果において、小学校5年生では、肥満児童数は全国平均を上回っている状況にあり、過去3年においても同様の結果になっている。中学校2年生については、年によって変動が見られる。体力合計点では男子がやや下回り、女子はやや上回っているという結果となった。肥満傾向児童生徒の増加や体力向上については、県全体の課題でもあることから、学校独自で具体的な活動

を考え、それを授業等に取り入れながら、次年度以降の改善につなげている。」と答弁いたしました。また、「政府の成長戦略における教育の情報化に沿った推進を目指した当市の ICT（情報通信技術）教育の充実が期待されている。県内の市町村でもタブレット端末の導入を促進している。タブレット端末の導入について市の考え方を伺いたい。又、当市における ICT 環境整備の現状と GIGA スクール構想の方向性についても伺いたい。」という質問に対して、「各学校に配備する教育用 ICT 機器の在り方については、『新庄市立小中義務教育学校 ICT 機器選定委員会』を中心に昨年度より検討を重ねていたが、本市が目指す探究型授業にはタブレット端末の効果的な活用が必要不可欠であることから、次期リース切替時に 4 人に 1 台のタブレット端末を導入する予定としていた。また、昨年 12 月に国が示した『GIGA スクール構想の実現』については、令和 5 年度までにすべての児童生徒が 1 人 1 台の端末を持ち、十分に活用できる環境整備を行うこととされているが、これを受けて本市でも国庫補助金を活用しながら、各学校における校内 LAN の高速大容量化とタブレット端末の導入を順次進めて参りたい。」と答弁いたしました。

(2) 佐藤悦子議員から「教員の過労死が増える変形労働時間制は、市も学校も選択してはならない。まず、①子どもの不登校は全国で 13 万人と増えている。学習嫌いの子が増えている。本市はどうか。②夏の休日まとめ取りは制度導入しなくても可能ではないか。例えば、夏の業務を大幅に削減し、夏休みが取れる条件を作る。また、代休保障を厳格に行い、年休取得と合わせてまとまった休みをとれるようにするなど可能。③国のガイドライン（残業時間）が変形労働時間制の導入の条件だ。本市の教員はガイドライン以下であると確認されることが導入の前提ではないか。④勤務時間管理が不正確では導入は不可。勤務時間の虚偽報告は懲戒処分となりうる。管理職と事務職員に相当な負担増と困難が生じるのではないか。」という質問に対して「市の不登校については、この 7 年間をみると、ほぼ 30 名前後で横ばいとなっている。欠席が 30 日に満たない不登校傾向の子どもはやや増えている。不登校の理由は学習に関すること、家庭の状況、人間関係、部活動等、またこれらの複合的な理由であり、多岐にわたっている。夏休みについては、昨年度より 8 月に学校閉庁日を設けるなど休みを取りやすい環境づくりに努めてきた。次に、変形労働時間制は、1 箇月を超え 1 年以内の期間を平均して 1 週間当たりの労働時間が 40 時間を超えないことを条件として、業務の繁閑に応じ労働時間を配分することを認める制度である。教育委員会としては、来年度の教員の勤務状況と、メリットやデメリットについて情報を収集し、導入について総合的に検討していきたい。」と答弁いたしました。次に、「①給食費の無償化、給付型奨学金制度の充実を進めるべきではないか。②子どもの健康のために、有機農業を支援し、学校給食・保育給食に利用拡大を図ることはどうか。」という質問に対して「学校教育に係る保護者の負担を軽減することで子育て支援の充実を図りたいと考えており、新年度予算に給食費の一部を助成するための予算について、計上させていただいているので、ご理解賜りたい。続いて、給食で有機農産物を利用してはどうかという質問には、学校給食の食材には、安全で安心なものを供給するようにしており、主食である米飯及びパンについては学校給食会に委託している。給食費は保護者より負担いただいているが、年々物価の上昇等で、一般的な作物より高価である有機農作物を購入する費用を捻出することは難しい状況である。また、学校給食の食材は大量かつ確実に納入することが必要であることから、現時点での利用予定はない。」と答弁いたしました。

(3) 庄司里香議員からの「市内の義務教育課程の子ども達の中で、現在、不登校又は保健室登校などの子ども達の学習支援や相談（子ども又は親）によって学級に戻っている子どももいると聞いている。市の子ども達（不登校児）への学力支援や生活の相談の取り組みについて尋ねたい。」

という質問に対して「不登校児童生徒への支援については、学校を含め、各関係機関においても様々な対応がなされ、児童生徒の社会的自立に向けた支援が行われている。本市においては、教育相談員 3 名を配置し、必要に応じて学校や家庭の訪問を行うほか、定期的に学校や家庭と連携を図り、学校復帰はもちろん、その後の社会への適応に対しての指導を行っている。今後も、子どもと家庭に寄り添い、適切な支援を継続していきたい。」と答弁をいたしました。

(教育長) ただ今の報告について、ご質問、ご意見ございませんか。特になければ「令和元年度第 2 回社会教育委員会議について」報告をお願いします。

(社会教育課長) 「令和元年度第 2 回社会教育委員会議について」報告させていただきます。令和 2 年 2 月 26 日 (水)、8 名の社会教育委員の方から今年度の総括と翌年度の事業の概要について協議していただきました。主な協議内容は「令和元年度主要事業の成果について」と「令和 2 年度新規・重点事業について」です。令和元年度主要事業の成果については、「芸文協の存続が難しくなっているなか、子ども芸術学校についてもっと広めていく必要がある。」「高萩児童交流に行った子どもたちが、高萩や新庄の歴史などのふるさとを学んだり体験したことを学校で伝えることが必要ではないか。」「家庭教育、山形子育て講座は行政が主導して、生涯学習施設でももっとやっていたらいい。課題の提示や学校教育課と連携が必要。」といった課題が出されました。令和 2 年度新規・重点事業については「雪の里情報館など施設の設置条例も時代に呼応したものにするのが大事。」「新庄市で歴史的に有名な人物を一覧できる場を設けるべきなのではないか。それが地域愛に繋がっていくのではないか。」「体育設備の老朽化が問題。危ない、不便という状況になっている。」「社会教育とは、学ぶことによって回りの人を幸せにしていくこと。幸せづくり、人づくりである。職員の研修をぜひやってもらいたい。」といったご意見をいただきました。

(教育長) ただ今の説明について、ご質問、ご意見ございませんか。

(委員) 地域学校協働活動推進員とはどのような役割があり、どこに所属しているのですか。

(社会教育課長) 社会教育課に 1 名所属しており、各学校と地域の関わりについての情報収集を行っています。地域人材のリスト化作業を今年度行っていただきました。次年度は新たなソフト事業の提案を行っていただく予定です。

(委員) 学校側へ事業提案をするのもよいと思いますが、教員も多忙のため、実際に学校内で仕事をして地域連携の業務を行っていただくことはできませんか。

(社会教育課長) 現在は学校司書のような形で各学校へ協働活動支援員が配置されており、学校図書館運営を中心に業務を行っています。今後はより地域学習等にも関わるようにしていきたいと思えます。

(教育長) その他、ご質問、ご意見ございませんか。特になければ「令和元年度 3 月補正予算繰越明許費の要求について」報告をお願いします。

(社会教育課長)「令和元年度 3 月補正予算繰越明許費の要求について」報告させていただきます。
図書館屋根改修事業については、軒先の融雪装置の修繕を今年度実施する予定でしたが、台風 15 号の影響により工事が発注できず、3 月に発注したため繰越明許費とするものです。ふるさと歴史センター空調設備改修事業は、空調を入れ替えに関する予算で、セントラル方式か各室個別の方式かも含めて設計を業務委託するもので、令和 2 年度へ繰越いたします。

(教育長)ただ今の説明について、ご質問、ご意見ございませんか。特になければ次に進みます。

6. 議事

- 議案第 5 号 新庄市教育委員会会計年度任用職員規則について
- 議案第 6 号 新庄市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について
- 議案第 7 号 新庄市教育委員会非常勤嘱託職員取扱要綱を廃止する要綱について
- 議案第 8 号 新庄市部活動指導員設置要綱の一部を改正する要綱について
- 議案第 9 号 新庄市語学指導員等の勤務条件等に関する要綱を廃止する要綱について
- 議案第 10 号 新庄市教育委員会公印規程の一部を改正する規程について
- 議案第 11 号 新庄市立学校運営協議会規則の一部を改正する規則について
- 議案第 12 号 新庄市学校給食費補助金交付要綱について
- 議案第 13 号 新庄市就学援助事業実施要綱の一部を改正する要綱について
- 議案第 14 号 新庄市教育委員会事務の専決及び代決に関する規程の一部を改正する規程について
- 議案第 15 号 新庄市教育行政有識者委員会委員の選任について
- 議案第 16 号 新庄市立萩野学園学校運営協議会委員の選任について
- 議案第 17 号 新庄市立図書館協議会委員の選任について
- 議案第 18 号 新庄市スポーツ推進委員の選任について
- 議案第 19 号 新庄市文化財保護審議会委員の選任について
- 議案第 20 号 平成 2 年度新庄市教育委員会事務局職員の人事異動について

(教育長) 議案第 5 号「新庄市教育委員会会計年度任用職員規則について」、議案第 6 号「新庄市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について」、議案第 7 号「新庄市教育委員会非常勤嘱託職員取扱要綱を廃止する要綱について」、議案第 8 号「新庄市部活動指導員設置要綱の一部を改正する要綱について」、議案第 9 号「新庄市語学指導員等の勤務条件等に関する要綱を廃止する要綱について」ですが、地方公務員法の改正による会計年度任用職員制度の導入に伴う関係例規の制定や改廃に関する議案で関連がありますので、一括して提案をお願いします。

(教育次長兼教育総務課長) 議案第 5 号「新庄市教育委員会会計年度任用職員規則について」、議案第 6 号「新庄市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について」、議案第 7 号「新庄市教育委員会非常勤嘱託職員取扱要綱を廃止する要綱について」の 3 議案について提案説明させていただきます。議案第 5 号「新庄市教育委員会会計年度任用職員規則について」に係る制定や改廃は、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の給与、費用弁償、勤務時間、休暇、任用等に関し必要な事項を定めるもので、新庄市で制定するものを教育委員会で準用するものです。

議案第 6 号「新庄市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について」、議案第 7 号「新庄市教育委員会非常勤嘱託職員取扱要綱を廃止する要綱について」も同様です。

(学校教育課長) 議案第 8 号「新庄市部活動指導員設置要綱の一部を改正する要綱について」、議案第 9 号「新庄市語学指導員等の勤務条件等に関する要綱を廃止する要綱について」の 2 議案について提案説明させていただきます。今回の制定や改廃は、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の給与、費用弁償、勤務時間、休暇、任用等に関し必要な事項を定めるもので、議案第 8 号については、議案第 5 号「新庄市教育委員会会計年度任用職員規則」の制定に伴う所要の改正と条ずれの修正を行っております。議案第 9 号につきましては、現在、語学指導員等の勤務条件等は教育委員会の要綱で定めておりますが、会計年度任用職員制度の導入により、語学指導員等の勤務条件等の規定を市長部局において規則で定めることとなったため、現在の要綱を廃止するために提案するものであります。

(教育長) ただ今の説明について、何かご質問、ご意見はございますか。それでは、特にご異議が無ければ承認お願いいたします。

(委員) 異議なし

(教育長) ご異議なしということで、議案第 5 号「新庄市教育委員会会計年度任用職員規則について」、議案第 6 号「新庄市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について」、議案第 7 号「新庄市教育委員会非常勤嘱託職員取扱要綱を廃止する要綱について」、議案第 8 号「新庄市部活動指導員設置要綱の一部を改正する要綱について」、議案第 9 号「新庄市語学指導員等の勤務条件等に関する要綱を廃止する要綱について」、は提案のとおり承認されました。

次に、議案第 10 号「新庄市教育委員会公印規程の一部を改正する規程について」提案説明をお願いいたします。

(教育次長兼教育総務課長) 議案第 10 号「新庄市教育委員会公印規程の一部を改正する規程について」提案説明させていただきます。「第 5 条第 1 項中「学校教育課長」を「教育総務課長」に改め、同条第 2 項中「学校教育課長」を「教育総務課長」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第 4 項中「学校教育課長」を「教育総務課長」に改める。」としておりますが、公印の管理は実際には教育総務課が行なっているため改定したものです。

(教育長) ただ今の説明について、何かご質問、ご意見はございますか。それでは、特にご異議が無ければ承認お願いいたします。

(委員) 異議なし

(教育長) ご異議なしということで、議案第 10 号「新庄市教育委員会公印規程の一部を改正する規程について」は提案のとおり承認されました。

次に、議案第 11 号「新庄市立学校運営協議会規則の一部を改正する規則について」提案説明をお願いいたします。

(学校教育課長) 議案第 11 号「新庄市立学校運営協議会規則の一部を改正する規則について」提案説明させていただきます。「第 1 条中「第 47 条の 6」を「第 47 条の 5」に改める。第 3 条を削り、第 4 条を第 3 条とし、第 5 条から第 13 条までを 1 条ずつ繰り上げる。第 17 条第 1 項第 1 号中「第 10 条」を「第 9 条」に改め、同条を第 16 条とする。第 18 条を第 17 条とし、第 19 条から第 21 条までを 1 条ずつ繰り上げる。」としておりますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要な改正と文言の整理を行うため、提案するものです。

(教育長) ただ今の説明について、何かご質問、ご意見はございますか。

(委員) 学校運営協議会の委員は学校推薦ですか。

(学校教育課長) その通りです。

(教育長) その他、ご質問、ご意見ございませんか。それでは、特にご異議が無ければ承認お願いいたします。

(委員) 異議なし

(教育長) ご異議なしということで、議案第 11 号「新庄市立学校運営協議会規則の一部を改正する規則について」は提案のとおり承認されました。

次に、議案第 12 号「新庄市学校給食費補助金交付要綱について」提案説明をお願いいたします。

(学校教育課長) 議案第 12 号「新庄市学校給食費補助金交付要綱について」提案説明させていただきます。この議案は、学校給食費を負担する保護者の経済的負担の軽減を図り、子育て支援を推進するため、予算の範囲内で補助金を交付することについて、新庄市補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものです。小学校及び義務教育学校（前期課程）の給食費に対する補助の内容は、5 月 1 日時点の在籍児童数×年間給食提供予定回数×15 円、中学校及び義務教育学校（後期課程）については 5 月 1 日時点の在籍生徒数×年間給食提供予定回数×20 円としております。

(教育長) ただ今の説明について、何かご質問、ご意見はございますか。それでは、特にご異議が無ければ承認お願いいたします。

(委員) 異議なし

(教育長) ご異議なしということで、議案第 12 号「新庄市学校給食費補助金交付要綱について」は提案のとおり承認されました。

次に、議案第 13 号「新庄市就学援助事業実施要綱の一部を改正する要綱について」提案説明をお願いいたします。

(学校教育課長) 議案第 13 号「新庄市就学援助事業実施要綱の一部を改正する要綱について」提案説明させていただきます。新庄市学校給食費補助金交付要綱の制定に伴い、所要の改正を行うため、提案するものです。

(教育長) ただ今の説明について、何かご質問、ご意見はございますか。それでは、特にご異議が無ければ承認お願いいたします。

(委員) 異議なし

(教育長) ご異議なしということで、議案第 13 号「新庄市就学援助事業実施要綱の一部を改正する要綱について」は提案のとおり承認されました。

次に、議案第 14 号「新庄市教育委員会事務の専決及び代決に関する規程の一部を改正する規程について」提案説明をお願いいたします。

(社会教育課長) 議案第 14 号「新庄市教育委員会事務の専決及び代決に関する規程の一部を改正する規程について」提案説明させていただきます。この度の改定は山屋セミナーハウスが指定管理者ではなく直営となるために改定するものです。

(教育長) ただ今の説明について、何かご質問、ご意見はございますか。それでは、特にご異議が無ければ承認お願いいたします。

(委員) 異議なし

(教育長) ご異議なしということで、議案第 14 号「新庄市教育委員会事務の専決及び代決に関する規程の一部を改正する規程について」は原案のとおり承認されました。

次に、議案第 15 号「新庄市教育行政有識者委員会委員の選任について」提案説明をお願いいたします。

(教育次長兼教育総務課長) 議案第 15 号「新庄市教育行政有識者委員会委員の選任について」提案説明させていただきます。新庄市教育行政有識者委員会委員が任期満了のため、選任するものです。

(教育長) ただ今の説明について、何かご質問、ご意見はございますか。それでは、特にご異議が無ければ承認お願いいたします。

(委員) 異議なし

(教育長) ご異議なしということで、議案第 15 号「新庄市教育行政有識者委員会委員の選任について」

は提案のとおり承認されました。

次に、議案第 16 号「新庄市立萩野学園学校運営協議会委員の選任について」提案説明をお願いいたします。

(学校教育課長) 議案第 16 号「新庄市立萩野学園学校運営協議会委員の選任について」提案説明させていただきます。こちらは新庄市立萩野学園運営協議会委員が任期満了のため、選任するものです。

(教育長) ただ今の説明について、何かご質問、ご意見はございますか。それでは、特にご異議が無ければ承認お願いいたします。

(委員) 異議なし

(教育長) ご異議なしということで、議案第 16 号「新庄市立萩野学園学校運営協議会委員の選任について」は提案のとおり承認されました。

次に、議案第 17 号「新庄市立図書館協議会委員の選任について」、議案第 18 号「新庄市スポーツ推進委員の選任について」、議案第 19 号「新庄市文化財保護審議会委員の選任について」ですが、社会教育課の各審議会、協議会等の委員の選任についての議案で関連がありますので、一括して提案をお願いします。

(社会教育課長) 議案第 17 号「新庄市立図書館協議会委員の選任について」、議案第 18 号「新庄市スポーツ推進委員の選任について」、議案第 19 号「新庄市文化財保護審議会委員の選任について」提案説明させていただきます。各議案の委員は任期満了のため、選任するものです。

(教育長) ただ今の説明について、何かご質問、ご意見はございますか。

(委員) スポーツ推進委員はどのような役割を担っていますか。

(社会教育課長) 新庄市のスポーツ振興を図るため、各スポーツイベントの手伝いをさせていただいています。その他、放課後子ども教室や出前講座、学校の学年行事に参加して指導なども行っています。学校から要望があれば追加で行っていきたく考えています。子どもたちにスポーツを好きになってもらえるよう、今後もソフト事業等を継続してまいります。

(教育長) その他、ご質問、ご意見ございませんか。それでは、特にご異議が無ければ承認お願いいたします。

(委員) 異議なし

(教育長) ご異議なしということで、議案第 17 号「新庄市立図書館協議会委員の選任について」、議案第 18 号「新庄市スポーツ推進委員の選任について」、議案第 19 号「新庄市文化財保護審議会委員の選任について」は提案のとおり承認されました。

次に、議案第 20 号「平成 2 年度新庄市教育委員会事務局職員の人事異動について」提案説明をお願いいたします。

(教育次長兼教育総務課長) 議案第 20 号について、資料により説明する。

(教育長) ただ今の説明について、何かご質問、ご意見はございますか。それでは、特にご異議が無ければ承認お願いいたします。

(委員) 異議なし

(教育長) ご異議なしということで、議案第 20 号「平成 2 年度新庄市教育委員会事務局職員の人事異動について」は提案のとおり承認されました。

7. その他

なし

8. 閉会

午後 2 時 57 分、3 月の定例教育委員会を閉会する。

4 月定例教育委員会を、4 月 17 日(金曜日)午後 2 時 00 分より市役所第 1・2 会議室で開催することを確認した。

会議録署名

委 員 _____

委 員 _____

調製した職員 _____